

土壤改良資材等に含まれる放射性セシウムの取り扱い

平成23年10月13日

秋田県農林水産部

※今回の追加分については朱書きで表記しています

福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質降下の影響を受け、肥料・土壤改良資材・培土においても汚染が懸念されているところですが、高濃度の放射性セシウムによる農地土壌への汚染拡大を防止する観点から、農業農村整備工事に用いる土壤改良資材等の取り扱いについて、次のとおり定めます。

1. 対象となる資材

肥料・土壤改良資材・培土（家畜排泄物、魚粉、樹皮、落ち葉、雑草等の動植物性肥料原料及びわら、モミガラ等をそのまま農地土壌に施用する場合も含める。以下、「土壤改良資材等」という。）のうち、対象とする資材は次のとおりとします。

- ① 暗渠排水工事^{※1)}の疎水材として使用するモミガラ
- ② 客土工事の土壤改良材として使用する堆肥等^{※2)}

※1) 通常の暗渠排水工事のほか、湧水処理工事及び補助暗渠排水工事など、疎水材・被覆材としてモミガラを使用する工事も含める。

※2) 有機肥料（豚糞、鶏糞、牛糞等）及び化学肥料（硫安、硫酸加里、石灰窒素等）

2. 工事での受入制限

対象資材に含まれることが許容される放射性セシウムの最大値（以下、「暫定許容値」という。）については、次のとおりとします。

- モミガラ、堆肥等の暫定許容値 400ベクレル/kg以下（製品重量）

3. 玄米に対するモミガラの濃度比

農林水産省において、23年産の稲を用いて玄米及びモミガラの放射性セシウム濃度を測定した結果、玄米中の放射性セシウム濃度に対するモミガラ中の放射性セシウム濃度の比率（以下、「濃度比」という。）については、「3」を用いることが適当であると決定しました。

- モミガラの放射性セシウム濃度＝玄米の放射性セシウム濃度×3

4. 工事における対応

県内産米によるモミガラ、県内で生産・製造された堆肥等（以下、「県内産」

という。)の使用を原則とします。

なお、秋田県においては、原発事故後においても空間放射線量率^{※3)}が平常時の範囲^{※4)}を超えたことがないので、県内産の使用にあたっては、暫定許容値以下であるか否かの確認を要しないものとします。

※3) 1時間当たりの空間のガンマ線量をいう。単位は、nGy/h (ナノグレイ/時)

又は μ Sv/h (マイクロシーベルト/時)

※4) 0.1 μ Sv/h (マイクロシーベルト/時)

5. 確認方法

工事契約後提出する施工計画書には、対象資材の入手又は購入先(産地、製造元又は販売元)を明記の上、次により確認を行うものとします。

(1) モミガラの場合

- ① 地元・関係農家を通じて入手する場合には、産地確認は不要とする。
- ② 県内のライスセンターあるいはカントリーエレベータより入手する場合には、出荷証明及び領収書等により、県内産であることを確認する。
- ③ 商社等を通して購入する場合にも上記②と同様とするが、県外産(県内産として疑義がある場合も含む)の場合には、放射線セシウム濃度の測定結果報告書又は証明書の写し(以下、「証明書」という。)の添付を義務付け、暫定許容値以下であることを確認する。
- ④ 県外産であっても産地が確認できる場合には、各県で実施された米の放射性物質調査結果(以下、「調査結果」という。)を活用して判断することができる。この場合、調査結果に濃度比「3」を乗じた数値が暫定許容値以下であることが確認できれば、上記③による証明書を要しないものとする。

(2) 堆肥等の場合

- ① 当分の間、豚糞及び鶏糞を使用した有機肥料及び化学肥料については、県内外産を問わず、証明書は不要とする。
- ② 当分の間、牛糞を使用した有機肥料について、県外産に限り証明書の添付を義務付け(県内産は不要)、暫定許容値以下であることを確認する。

6. 検査方法等

(1) 検査方法

モミガラ及び堆肥等について、証明書が必要な場合には、次のいずれかの分析方法により検査を行うものとします。なお、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータによる放射能測定(簡易測定)は不可とします。

- ① NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータによる放射能測定(簡易核種検査)
- ② ゲルマニウム半導体検出器による放射能測定(精密核種検査)

(2) 検査項目

検査項目は、放射性セシウム134及び同137とし、定量下限値については各々50ベクレル/kgとします。

(3) 検査回数

測定回数は、1工事1試料を原則とします。

- ① 複数工事でも産地が同一と確認できる場合には、産地（又は購入先）に応じて検査回数を減じることができるものとする。
- ② 1工事でも産地が複数にわたる場合には、県外産品の数に応じて検査回数を追加するものとする。

(4) 費用負担

検査費用について、モミガラの場合には受注者負担により検査機関に依頼してください。なお、堆肥等については、堆肥の製造業者（堆肥センター等も含む）が検査機関に依頼した証明書で可とします。

6. その他

その他、土壌改良資材等の放射性セシウムに関しては、次にお問い合わせください。

- 放射性セシウムの検査機関及び検査方法等に関すること
秋田県農林水産部 水田総合利用課
018-860-1786
- 資材の取り扱い及び確認方法等に関すること
秋田県農林水産部 農地整備課
018-860-1821